

積立金、準備金ヲ以テス
農業倉庫業ニ因リ生シタル損失ハ先ツ農業倉庫部積立金ヲ以テシ
次ニ特別積立金、準備金ヲ以テス

第六章 加入及脱退

第七十六條 新ニ組合員タラントスル者ハ毎年何月中ニ申込書ヲ理
事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其旨加入者ニ通知シ出資第一
回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第七十七條 加入ノ効力ハ第七十八條及第八十條ノ場合ヲ除ク外出
資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス

第七十八條 組合員其持分ヲ讓渡サントスルトキハ理事ノ承諾ヲ經
ルコトヲ要ス
持分ノ讓受人カ組合員ニ非サルトキハ出資ノ拂込ヲナサシメサル

ノ外第七十六條ノ規程ヲ準用ス

第七十九條 組合員脱退セントスルトキハ少クトモ其事業年度末六
箇月前ニ其旨理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第八十條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入ノ手續
ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サ
スシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト見做ス

第八十一條 組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リ之
ヲ除名ス

- 一、出資ノ拂込、貸付金ノ辨濟又ハ利息ノ拂込ヲ怠リ又ハ購買物
品ノ代金若クハ利用料加工料並ニ實費及手数料ノ支拂ヲ怠リ
期限後一ヶ月以内ニ其義務ヲ履行セサルトキ
- 二、組合ヨリ購買シタル物品ヲ轉賣シタルトキ
- 三、組合ヨリ借受ケタル設備ヲ他人ニ利用セシメタルトキ

産業組合ニ關スル法規

四、自己ノ生産シタルモノニ非サル物品ノ販賣ヲ委託シタルトキ
五、第四十九條ノ規定ニ違背シテ物品ヲ購買シ第五十七條ノ規定ニ違背シ物品ヲ販賣シタルトキ

六、組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ
七、犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第八十二條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其拂込済出資額ニ止マルモノトス但死亡禁治産、其他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ持分ノ全部ヲ拂戻スモノトス
除名若クハ轉住ノ爲メ又ハ死亡ノ爲メ脱退シタル組合員ニ拂戻スヘキ持分ハ脱退當時ノ財産ニ依リテ之ヲ定ム此場合ニ於ケル轉住又ハ死亡ノ爲メ脱退シタル組合員ニ對シテハ第九條第一項第五號ノ場合ヲ除ク外拂込済出資額及前年度末ニ於ケル準備金、特別積

立金及農業倉庫部積立金ニ對スル持分ニ相當スル金額ヲ拂戻スモノトス但第八十條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

第七章 解散

第八十三條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル
第八章 附則

第八十四條 本組合設立當時ノ理事監事及信用評定ノ委員ヲ定ムルコト左ノ如シ但第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

縣	郡	町村大字	番地
理事	何	某	某
縣	郡	町村大字	番地
理事	何	某	某
縣	郡	町村大字	番地
理事	何	某	某

縣	郡	町村大字	番地
縣	理事	何	某
縣	郡	町村大字	番地
縣	理事	何	某
縣	郡	町村大字	番地
縣	監事	何	某
縣	郡	町村大字	番地
縣	監事	何	某
縣	郡	町村大字	番地
縣	監事	何	某

以下信用評定委員ヲ理事監事ノ例ニ倣ヒ列記スヘシ

大正 年 月 日作成

住所 職業

設立者 何 某

以下設立者全部連署ノコト
(必ス七名以上タルヘキ事又第八十四條ノ理事監事及信用評定委員ハ必ズ設立者タルベキ事)

農業倉庫業務規程例

大正七年一月十一日愛媛縣告示第八號
 大正八年一月十七日縣告示第二十六號改正

何々責任何々組合 (何農會社團法人何々何市町村) 農業倉庫業務規程

第一條 本倉庫ニ於テハ左ノ事業ヲ行フモノトス

- 一、穀物籾ノ保管
 - 二、受寄物ノ調製改装及荷造
 - 三、受寄物ノ運送又ハ販賣ノ仲立
- 産業組合ニ關スル法規

四、受寄物ノ運送又ハ販賣ノ取次

五、農業倉庫証券ヲ擔保トスル貸付(産業組合又ハ市町村ノ場合)

六、金融ノ斡旋(公益法人農會又ハ市町村ノ場合)

七、農業倉庫業法施行規程第二條第十四條ニヨリ組合員ニアラサル者ニ對シ第一號乃至第四號ノ事業ヲ爲スコトヲ得(産業組合ノ場合)

第二條

前條ノ規程ニ依リ保管スル穀物ハ當初ノ寄託者カ自ラ生産シタル物又ハ小作料トシテ受ケタル物ニシテ其ノ所有ニ係ルモノニ限ル

保管スル穀物ノ品目左ノ如シ

一、玄米及粳(繭)

一、大麥小麥裸麥

一、大豆又ハ蠶豆(又ハ小豆)(又ハ玉蜀黍)

一、何々

第三條

本倉庫ハ前條ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス前條第二項ニ掲クル物品ノ外左ノ物品ノ寄託ヲ受ク

一、糞工品

二、麥桿真田

三、楮皮(又ハ三椏)

第四條

前條ノ規定ニ依ル寄託ノ引受ニ付テハ左ノ順位ニ依ル

一、生産者ノ寄託物

二、其 他

前項ノ規定ニ依リ第一順位ニアルモノニ付テハ其ノ順位ハ左ノ品目順ニ依ル

一、玄米及粳(繭)

産業組合ニ關スル法規

- 二、麥類
- 三、雜穀
- 四、藁工品
- 五、麥桿真田
- 六、楮皮及三椏
- 七、何々

第五條 第二條ノ規定ニ依ル物品ノ保管上必要アルトキハ本倉庫ハ何時ニテモ相當ノ期間ヲ定メ第三條ノ規定ニ依リ保管スル物品ノ出庫ヲ其ノ寄託者ニ請求スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於ケル請求ノ順位ハ前條ノ規定ニ依リ後順位ニ在ルモノヲ以テ先トス

第六條 本倉庫ハ種類及品位ノ同一ナル穀物ニ付テハ所屬倉庫ノ全部ニ付キ混合保管ヲ爲スモノトス但シ寄託者ノ請求アリタルトキ又ハ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニアラス

第七條 本倉庫ハ毎年一回以上二硫化炭素ノ燻蒸ヲ行フ

第八條 保管料ハ一ヶ月ニ付左ノ如ク定メ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徴收ス但シ壹ヶ月ニ滿タサル日數ニ付テモ一ヶ月分ヲ徴收ス

一、玄米及粳(混合保管ノ場合) 一俵又ハ一呎(四斗入)ニ付(金壹錢貳厘)

一、麥類(混合保管ノ場合) 一俵又ハ一呎ニ付(金壹錢五厘)

一、雜穀(混合保管ノ場合) 一俵又ハ一呎ニ付(金貳錢參厘)

其他ノ品ニ付テハ理事ノ合議ニ依リ(市町村ニ在リテハ市町村長)

第九條 保管期間ハ特別ノ契約アルモノノ外六ヶ月トス。但シ第二條ノ寄託物ニ付テハ所有權ノ移轉ナキトキ又第三條ノ寄託物ニ付

テハ第二條ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り保管期間更新

産業組合ニ關スル法規

ノ求メニ應スルコトアルヘシ

第十條 本倉庫ニ保管スル物品ハ本倉庫ノ都合ニ依リ之ヲ左ノ倉庫ニ寄託スルコトアルヘシ

一、何々農業倉庫

二、株式會社何々倉庫

第十一條 本倉庫ニ寄託ヲ申込マムトスル者ハ附錄第一號様式ニ準シ申込書ヲ差出スヘシ

縣又ハ同業組合ニ於テ検査ヲ施行スル物品ニ付テハ其ノ等級ヲ申込書ノ相當欄ニ記入スヘシ

第十二條 本倉庫ニ物品ヲ入庫シタルトキハ附錄第二號様式ノ入庫票ヲ寄託者ニ交付ス

第十三條 寄託物ヲ出庫セントスル者ハ入庫票又ハ第十七條ノ規定ニ依リ發行シタル農業倉庫証券ヲ呈示シテ之ヲ請求スヘシ

第十四條 混合保管ヲ爲シタル物ニ付テハ寄託者ハ其ノ物ニ付キ權利ヲ有スル者ノ協議ニ依ラス前條ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ出庫ノ請求アリタルトキハ積込ノ順序ヲ問ハス寄託ノ數量ニ應シ之ヲ引渡スモノトス

第十五條 寄託物ノ出シ入レ及ヒ積卸ニ付テハ寄託者ハ倉庫係員ノ指圖ヲ受クヘシ

第十六條 保管期間滿了後二週間又ハ第五條ノ請求ヲ爲シタル後一週間ヲ經過スルモ仍ホ寄託物ヲ受取ラサルトキハ商法第三百八十一條ノ規定ニ依リ之ヲ競賣ニ付ス

第十七條 本倉庫ニ於テ農業倉庫業法ノ規定ニ依リ發行スル農業倉庫証券ハ寄託者ノ希望ニ依リ附錄第三號様式ノ預證券及質入證券又ハ附錄第四號様式ノ倉荷証券トス

農業倉庫証券ハ保管米麥(滿)ニ限リ寄託者ノ請求アリタルトキ入

産業組合ニ關スル法規

庫票ト引換ニ之ヲ發行ス但シ第三條ノ規定ニ依ル受寄物ニ對シテハ之ヲ發行セス
農業倉庫証券ノ發行ニ付テハ手数料トシテ壹通ニ付金六錢ヲ徴收ス

第十八條 本倉庫ニ於テ發行シタル入庫票又ハ農業倉庫証券ノ所有者第九條ノ規定ニ依リ保管期間ノ更新ヲ求ムルトキハ本倉庫ノ指圖ニ依リ入庫票又ハ証券ヲ呈示スヘシ
本倉庫保管期間ノ更新ヲ承諾シタルトキハ其ノ入庫票又ハ証券ニ更新ノ年月日及期間ヲ記入ス

第十九條 入庫票又ハ農業倉庫証券ヲ滅失シタル所持人カ其ノ再交付ヲ請求スル場合ニ於テ提供スル担保ハ本倉庫ノ指定スル物件又ハ二人以上ノ保証人アルコトヲ要ス
再交付ノ手数料ハ入庫票ニアリテハ金參錢農業倉庫証券ニ在リテ

ハ金六錢トス

第二十條 本倉庫ハ受寄物ニ關シ、本倉庫ノ計算ニ於テ保險契約ヲ締結ス其ノ保險金額ハ在庫品ノ時價ヲ標準トス

第二十一條 本倉庫ハ受寄物ニ付火災虫蝕鼠喰雨漏水濡窃盜紛失及繩切等ニ依リ生スル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス但シ火災ヲ除ク外不可抗力ニ依ル損害ニ付テハ此限ニアラス
(保險契約ヲ締結スルコト確定セサルモノニ在リテハ前項但シ書

中火災保險契約ニ依リ保險金ヲ受取リタル場合ノ火災ヲ除クノ外不可抗力ニ因ル損害ニ就テハ其ノ責ニ任セサル旨規定ス可シ)

第二十二條 受寄物ニ付本倉庫ノ責ニ任セサル損害アリタルトキ又ハ本倉庫ノ責ニ任スルモノト雖モ重大ナル損害アリタルトキハ本倉庫ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告ス
前項ノ公告ノ方法ハ其ノ損害ノ程度ニ依リ適宜之ヲ定ム

産業組合ニ關スル法規

第二十三條 受寄物ノ損害ニ對シ保險金ヲ受取リタルトキハ其ノ損害ノ賠償ハ保險金額ノ範圍内ニ於テ其ノ寄託物ノ價額ニ應シテ之ヲ爲ス

混合物ニ付損害アリタルトキハ本倉庫ハ其ノ寄託者五名以上ノ立會ヲ求メテ損害ヲ調査シ混合物ノ價額ニ應シテ混合物ニ之ヲ分賦ス

第二十四條 本倉庫ニ寄託ヲ受クル穀物ニ付テハ本倉庫ハ別ニ定ムル検査規定ニ依リ之ヲ検査シ其ノ品位ヲ査定ス

前項ノ検査ハ縣又ハ同業組合ニ於テ検査ヲ施行シタルモノニ付テハ之ヲ行ハス但シ本倉庫ニ於テ必要ト認メタルトキハ縣又ハ同業組合ノ再検査ヲ受クヘキコトヲ求ムルモノトス

第二十五條 検査不合格品ハ其ノ入庫ヲ拒絶ス但シ之ヲ特定保管ト爲スモノニ付テハ其ノ寄託ヲ受クルコトアル

ヘシ

第二十六條 本倉庫ニ受寄物ノ調製改装又ハ荷造ヲ依頼セムトスル者ハ入庫票又ハ農業倉庫証券ヲ交付シタル後ハ之ヲ呈示スルコトヲ要ス

調製改装及荷造ノ手数料ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七條 受寄物ノ運送ノ仲立又ハ取次ノ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ船車ニ依ルノ必要アルトキハ本倉庫ハ一定數量ニ達スル迄之ヲ取纏ムルモノトス

運送ノ仲立又ハ取次ノ手数料ハ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 本倉庫ニ於テ爲ス販賣ノ仲立又ハ取次ハ共同販賣トシ競争入札ノ方法ニ依ル但シ必要ニ應シ隨意又ハ特約販賣ノ方法ニ依ルコトアルヘシ

競争入札隨意又ハ特約販賣ノ方法ニ付テハ別ニ共同販賣規定ヲ以

産業組合ニ關スル法規

テ之ヲ定ム

第二十九條 本倉庫ニ於テ發行シタル農業倉庫證券ニ對シテ爲ス貸付金ノ償還期限ハ受寄物ノ保管期限ヲ超ヘサルモノトス

第三十條 本倉庫ノ事業年度ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

第三十一條 本倉庫ハ特別ノ計算ニ依リ損益ヲ算出ス

附錄第一號様式

第一日迄公益法人ノ場合ハ十一月一日ヨリ翌年十月三十一日迄ノ事

第二日迄公益法人ノ場合ハ十一月一日ヨリ翌年十月三十一日迄ノ事

第三日迄公益法人ノ場合ハ十一月一日ヨリ翌年十月三十一日迄ノ事

附錄第一號様式

保管種類	第 號	寄託申込書	大正 年度産
	内 譯	一 支米大粒(小粒) 何俵也	

産業組合ニ關スル法規

		(又特定)				
		混合				
右保管相成度申込候也 大正 年 月 日	級		等			
	五等	四等	三等	二等	一等	
何々農業倉庫御中	考備		持參人	保管期間	保管期限	
				大正 年 月 日	大正 年 月 日	
住所 寄託者		何ノ某(印)				

第四號様式

本様式ハ第三號「農業倉庫預證券」トアルヲ「農業倉庫倉荷證券」トシ末欄「及ヒ第 號質入證券」ヲ削除シタル外總テ預證券ト異ナラサルモノトス

注意 附錄様式ハ穀物ノ保管ニ關スル例ヲ示シタルニ過キス爾保管ノ場合ニ於テハ右様式ニ準シ作成スヘシ

第二號樣式

積込票番號	保管種類

何々何々農會倉庫入庫票()

<p>錄摘定規務業</p> <p>農業倉庫證券入庫票ト引替ニ作成シテ之ヲ交付ス 證券入庫票記名人若ハ其差圖人ノ記名ヲ以テ作成ス 入庫票ハ之ヲ分割シ又ハ二枚以上ヲ合併シ證券ノ作成ヲ請求スルコトヲ得 證券ノ作成スルトキハ本倉庫ノ定ムル書式ニ依ル請求書ニ入庫票ヲ添付シテ提出ス ルコトヲ要ス 證券ヲ作成スルトキハ一通ニ付手数料トシテ金六錢ヲ徴收ス 保管穀物ハ貯蔵上ノ都合ニ依リ適宜之ヲ他ノ貯藏場ニ移シテ庫審スルコトアルヘシ 保管期間ハ特別ノ契約アル場合ヲ除ケ外入庫ノ日ヨリ六ヶ月トス 業務規定第二條ノ寄託物ニ付テハ所有權ノ移轉ナキモ又第三條ノ寄託物ニ付テハ第二條ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り保管期間更新ノ求メニ應ズルコトアル可シ</p>		<p>左記入庫濟ニ付本書ニ依リ證券發行ノ手續可相成候也</p> <p>何々組合(又ハ何々農業倉庫)倉庫長何々某 何々組合(又ハ何々倉庫何農會等)長宛</p>
<p>記號</p> <p>大正 年 月 日 入庫</p>	<p>寄託者</p> <p>村 殿</p>	
<p>量數目品</p> <p>米 (何々)</p> <p>積主 込印</p>	<p>參與人</p> <p>村 殿</p>	
<p>產地年度等</p> <p>正大 級</p>	<p>特約保管期限大正 年 月 日</p>	
<p>年 正大 級</p>	<p>更新保管期限大正 年 月 日</p>	
<p>所場藏貯</p> <p>村町 倉庫</p>	<p>立 改裝費一俵ニ付 錢宛 儀分 圓</p>	
<p>要 摘</p>	<p>錢</p>	

前記ノ穀物、大正 年 月 日 名義ニ證券發行相成度候也

注意 第三條ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ニ對スル入庫票ハ便宜作成スヘシ

發行 證 券 日 月 年 號 番 券 證 查 主 號 掛 券 證 合 照

51234567891011121314

第三號樣式(甲)

三 錢 入 紙
收 入 紙

限 責 任 何 々 組 合
農 業 倉 庫 預 證 券

混 合 保 管

記 號	種 類	個 數	米 (何々)					地 産	大 正 年 産	寄 託 者	第 號	殿
			一 等	二 等	三 等	四 等	五 等					
荷 造 平 均 量			二重皮五ヶ所結堅繩掛儀造 壹俵四斗入					保 管 料 壹ヶ月ニ付一俵		金壹錢貳厘		
保 管 場 所			村 倉庫					保 管 期 間		大 正 年 月 日		
更 新 保 管 期 間			大 正 年 月 日					出 庫 時 取 引 徴 金		大 正 年 月 日		
要 摘			寄託者別保管ニ變更シタル年月日					同 其 ノ 保 管 ノ 貯 藏 番 號		第 號		
<p>前記ノ穀物正ニ保管ス寄託者又ハ其指圖ニ從 ヒ此證券及ヒ第 號質入證券引換ニ引渡ス ヘシ 本證券所持人ハ裏面ノ約條各項ヲ承認シタル モノトス 大正 年 月 日 何々農業倉庫ニ於テ此證券ヲ作成ス ○限責任何々組合農業倉庫 組合長理事 何 某 印</p>												

(農 業 倉 庫)

第三號樣式(乙)

三 錢 入 紙
收 入 紙

科 目	金 額	證 印	年 月 日
證券ヲ以テ出 庫又ハ内出ヲ 直接當該倉庫 ニ請求シタル 時徴收金			年 月 日
保管料金			年 月 日
證券手数料			年 月 日
其他立替金			年 月 日

寄 託 者 第 號 殿

管保

大正 年 月 日 何々農業倉庫ニ於テ此證券ヲ作成ス

○限責任何々組合農業倉庫 組合長理事 何 某

證券ヲ以テ出庫又ハ内出ヲ直接當該倉庫ニ請求シタル時徴收金	料目	金額	證印年	月	日
保管料金			年	月	日
證券手数料			年	月	日
其他立替金			年	月	日

第三號様式(乙)

三 收 入 紙 錢

○ 限 責 任 何 々 組 合 農 業 倉 庫 質 入 證 券

混 合 保 管

寄託者	記號	種類	個數	等級					寄託者
				一等	二等	三等	四等	五等	
米 (何々)				二重皮五ヶ所結堅繩掛俵造 壹俵四斗入					大正 年 產
平均量	荷造		平均量		保管料		壹ヶ月ニ付一俵		地產
保管場所	保管倉庫名	貯藏場所	倉庫		保管期間	保管料	壹ヶ月ニ付一俵		金壹錢貳厘
更新期間	更新期間	更新期間	更新期間	更新期間	更新期間	更新期間	更新期間	更新期間	更新期間
引取人	引取人	引取人	引取人	引取人	引取人	引取人	引取人	引取人	引取人
立替金	立替金	立替金	立替金	立替金	立替金	立替金	立替金	立替金	立替金
寄託者別保管ニ變更シタル年月日	同其ノ保管ノ貯藏番號		第 號		大正 年 月 日		大正 年 月 日		大正 年 月 日
火災保險金額	火災保險株式會社	保險料	一俵ニ付一ヶ月		自大正 年 月 日		至出庫時		日
要 摘	前記ノ穀物ニ對シ第 號預證券ト共ニ此證券發行ス								
本證券所持人ハ裏面ノ約條各項ヲ承認シタルモノトス									

前記ノ穀物ニ對シ第 號預證券ト共ニ此證券發行ス

本證券所持人ハ裏面ノ約條各項ヲ承認シタルモノトス

大正 年 月 日 愛媛縣何郡何町大字何番地何々農業倉庫ニ於テ此證券ヲ作成ス

○限責任何々組合農業倉庫

組合長理事 何 某

(質入證券裏面)

約 條

一、本證券記載穀物ノ種類及品位ノ同一ナルモノニ付テハ所屬倉庫ノ全部ニ付混合保管ト爲ス
 二、穀物ヲ出庫返還スルトキハ積込ノ順序ヲ問ハズ寄託ノ數量ニ應ジテ引渡ス
 三、混合保管穀物ニ付テハ寄託者ハ其物ニ付權利ヲ有スル者ノ協同ニ依ラズ出庫ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 四、穀物ヲ出庫シテ受取ントスル者ハ證券ヲ呈示シテ之ヲ請求スル者
 五、穀物ノ出入及積卸ニ付テハ寄託者ハ倉庫係員ノ指圖ヲ受ケル
 六、保管期間ハ特別ノ契約アルモノノ外六ヶ月トス但業務規定第貳條ノ寄託物ニ付テハ所有權移轉ナキトキ又全第三條ノ寄託物ニ付テハ第二條ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限リ保管期間ノ更新ニ應ズルコトアリシ
 七、農業倉庫業法第一條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル以外ノ穀物及保管期間更新後保管ノ穀物ハ倉庫貯藏上ノ都合ニ依リ何時ニモ其ノ所有權ヲ承諾シ俟タズ本倉庫ニ於テ適宜ニ其全部又ハ一部ヲ何カ農業倉庫又ハ株式會社何カ倉庫ニ移送シテ倉替ヲ爲シ又ハ之ヲ積替其他保管上必要ト認ムル處置ヲ爲スコトアリシ
 八、保管期間中ト雖モ業務規定第二條ノ規定ニ依ル穀物ノ保管上必要ナル全第三條ノ規定ニ依ル保管物ノ出庫引取ヲ寄託者又ハ證券所持人ニ請求スルコトヲ得
 九、保管期間満了後二週間又ハ前項ノ請求ヲ爲シタル後一週間ヲ經過スルモ仍其寄託物ヲ引取ラサルトキハ商法第三百八十一條ニ依リ處分ス
 十、保管物ニ對シテ證券所定ノ保管期間中本倉庫ニ於テ其責ニ任スル事項ハ火災、虫蝕、鼠喰、雨漏、水濡、窃盜、紛失及蠅切等ニ依リ生スル損害ノ賠償トス但シ此限ヲ除ク外ノ不可抗力ニ依ルモノハ此限ニテ除外ス
 十一、保管物カ火災ニ罹リタルトキハ其ノ罹災物ニ對シテ受取リタル保險金額ノ範圍内ニ於テ寄託物ノ價額ニ應ジ損害ヲ賠償ス、混合物ニ損害アリタルトキハ其ノ寄託者五名以上ノ立會ヲ求メテ損害ヲ調査シ混合物ノ價額ニ應ジ損害ヲ分擔ス
 十二、前項ノ場合ニ於テ本組合ノ定ムル倉庫區域ヲ同フスルモノハ罹災ナキ場所ト雖其所屬倉庫全部ニ付案分シ市價ハ本倉庫ト立會寄託者トノ合議ニ依リ之ヲ定ム
 十三、第十項及第十一項ノ規定スル以外ノ損害ハ總テ其寄託物所有者ノ負擔トシ第一項前段ノ規定ヲ準用シテ損害ヲ案分ス
 十四、前各項ノ外ハ農業倉庫業法本組合定款及業務規程ニ據ルモノトス

(預證券裏面)

約 條

一、本證券記載穀物ノ種類及品位ノ同一ナルモノニ付テハ所屬倉庫ノ全部ニ付混合保管ト爲ス
 二、穀物ヲ出庫返還スルトキハ積込ノ順序ヲ問ハズ寄託ノ數量ニ應ジテ引渡ス
 三、混合保管穀物ニ付テハ寄託者

質入證券裏面		質權讓渡		支拂		設定		質權		支拂		設定		質權		出納		前讓渡		質入證券裏面			
大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日
此證券ハ		此證券ハ		前記ノ債權金額元利共正ニ受領候也		前記債權ノ擔保トシテ		金		前記ノ債權金額元利共正ニ受領候也		辨濟期 大正 年 月 日		金		大正 年 月 日		此證券ハ		大正 年 月 日		此證券ハ	
殿へ第		殿へ第		質權者		場支拂		利息		質權者		場支拂		利息		等 債		殿へ第		大正 年 月 日		殿へ第	
號質入證券ト共ニ讓渡候也		號質入證券ト共ニ讓渡候也		殿へ此證券ヲ讓渡候也		殿へ此證券ヲ讓渡候也		金百圓ニ付日歩 錢 厘		殿へ此證券ヲ讓渡候也		殿へ此證券ヲ讓渡候也		金百圓ニ付日歩 錢 厘		内出債數		號預證券ト共ニ讓渡候也		號預證券ト共ニ讓渡候也		號預證券ト共ニ讓渡候也	
																内出入氏名印							
																内入金高							
																者質權印							

大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日	大正	年	月	日
此證券ハ		此證券ハ		前記ノ債權金額元利共正ニ受領候也		前記債權ノ擔保トシテ		金		前記ノ債權金額元利共正ニ受領候也		辨濟期 大正 年 月 日		金		大正 年 月 日		此證券ハ		大正 年 月 日		此證券ハ	
殿へ第		殿へ第		質權者		場支拂		利息		質權者		場支拂		利息		等 債		殿へ第		大正 年 月 日		殿へ第	
號質入證券ト共ニ讓渡候也		號質入證券ト共ニ讓渡候也		殿へ此證券ヲ讓渡候也		殿へ此證券ヲ讓渡候也		金百圓ニ付日歩 錢 厘		殿へ此證券ヲ讓渡候也		殿へ此證券ヲ讓渡候也		金百圓ニ付日歩 錢 厘		内出債數		號預證券ト共ニ讓渡候也		號預證券ト共ニ讓渡候也		號預證券ト共ニ讓渡候也	
																内出入氏名印							
																内入金高							
																者質權印							

災ナキ場所ト雖其所屬倉庫全部ニ付
 案分シ市價ハ本倉庫ト立會寄託者ト
 ノ合議ニ依リ之ヲ定ム●十三、第十
 項及第十一項ニ規定スル以外ノ損害
 ハ總テ其寄託物所有者ノ負擔トシ第
 十一項前段ノ規定ヲ準用シテ損害額
 案分●十四、前各項ノ外ハ農業倉
 庫業法本組法定款及業務規程ニ據ル
 モノトス
 以上

(預證券裏面)

約 條

●一、本證券記載穀物ハ種類及品位
 ノ同一ナルモノニ付テハ所屬倉庫ノ
 全部ニ付混合保管ト爲ス●二、穀物
 ヲ出庫返還スルトキハ積込ノ順序ヲ
 間ハス寄託ノ數量ニ應ジ之ヲ引渡ス
 ●三、混合保管穀物ニ付テハ寄託者
 ハ其物ニ付權利ヲ有スル者ノ協議ニ
 依ラス出庫ノ請求ヲ爲スコトヲ得●
 四、穀物ヲ出庫シテ受取ントスル者
 ハ證券ヲ呈示シテ○長ニ請求スル者
 ●五、穀物ノ出入及積卸ニ付テハ
 寄託者ハ倉庫係員ノ指圖ヲ受ケルシ
 ●六、當初ノ寄託者カ自ラ生産シ若
 ハ小作料トシテ受ケ其所有ニ係ル穀
 物ニシテ未タ所有權ノ移轉ナキ時又
 ハ農業倉庫業法第一條第一項乃至第
 三項ノ規定ニ依ル穀物保管ニ支障ヲ
 キトキニ限り保管期間更新ノ求ニ應
 ス●七、農業倉庫業法第一條第一項
 乃至第三項ノ規定ニ依ル以外ノ穀物
 及保管期間更新後保管ノ穀物ハ倉庫
 貯藏上ノ都合ニ依リ何時ニテモ其ノ
 所有者ノ承諾ヲ俟タズ本倉庫ニ於テ
 適宜ニ其全部又ハ一部ヲ何々農業倉
 庫又ハ株式會社何々倉庫ニ移送シテ
 倉替ヲ爲シ又ハ之ヲ積替其他保管上
 必要ト認ムル處置ヲ爲スコトアルベ
 シ此場合ニ於テ要スル費用ハ其穀物
 出庫ノ際ニテ受取人ヨリ徴收ス●八
 、保管期間中ト雖農業倉庫業法第一
 條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル穀
 物ノ保管又ハ收容上必要アルトキハ
 何時ニテモ本倉庫ニ於テ相當期間ヲ
 定メ保管穀物ノ出庫引取ヲ寄託者又
 ハ證券名義人ニ請求スヘシ●九、保
 管期間満了後二週間又ハ前項ノ請求
 ヲ爲シタル後二週間ヲ經過スルモ仍
 其寄託穀物ヲ引取ラサルトキハ商法
 第三百八十一條ニ依リ處分ス●十、
 保管穀物ニ對シ證券所定ノ保管期間
 中本倉庫ニ於テ其責ニ任スル事項ハ
 火災、虫蝕、鼠喰、雨漏、水濡、窃
 盜、紛失及蠅切等ニ依リ生スル損害
 ノ賠償トス但シ火災ヲ除ク外不可抗
 力ニ依ルモノハ此限ニアラス●十一、
 保管穀物カ火災ニ罹リタルトキハ
 其ノ罹災物ニ對シ受取リタル保險金
 額ノ範圍内ニ於テ受寄物ノ價額ニ應
 ジ損害額ヲ賠償ス、混合物ノ損害額
 タルトキハ其ノ寄託者五名以上ノ立
 會ヲ求メテ損害額ヲ調査シ混合物ノ價
 額ニ應ジ損害額ヲ分賦ス●十二、前項
 ノ場合ニ於テ本組合ノ定ムル倉庫區
 域ヲ同フスルモノハ罹災ナキ場所ト
 雖其所屬倉庫全部ニ付案分シ市價
 本倉庫ト立會寄託者トノ合議ニ依
 之ヲ定ム●十三、第十項及第十一項
 ニ規定スル以外ノ損害ハ總テ其穀物
 所有者ノ負擔トシ第十一項前段ノ規
 定ヲ準用シテ損害額案分ス●十四、
 前各項ノ外ハ商法本組法定款及業務
 規定ニ據ルモノトス
 以上

拂	大正 年 月 日
質權	此證券ハ
讓渡	大正 年 月 日
裏書	大正 年 月 日

質入	此證券ハ	殿ノ第	號質入證券ト共ニ讓渡候也
前讓	大正 年 月 日		
渡裏	此證券ハ	殿ノ第	號質入證券ト共ニ讓渡候也
書	大正 年 月 日		
後讓	此證券ハ	殿ノ讓渡候也	
渡裏	大正 年 月 日		
內出	内出俵數	内出入氏名印	内入金高
出	大正 年 月 日		
記	大正 年 月 日		
載	大正 年 月 日		

質	金	利息	金百圓ニ付日歩	錢	厘
權	大正 年 月 日	辨濟期	大正 年 月 日		
者務債	殿	支拂	場所		
質權者					

載	大正 年 月 日	質權者	
者務債	殿	支拂	場所
質權者			

此證券ノ寄託物悉皆受取候也
 大正 年 月 日

産業組合登記ニ關スル届書々式

務者

載

大正 年 月 日

質權者

殿

場所

此證券ノ寄託物悉皆受取候也

大正 年 月 日

産業組合登記ニ關スル届書々式

第一號

出資第一回拂込終了届(二通)

- 一、出資ノ總口數 何口
 - 一、拂込ミタル出資ノ總額 何圓
 - 一、第一回拂込終了年月日 大正 年 月 日
- 右組合原簿相添へ及御届候也
- 大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

理事 何 某

知事 宛

産業組合ニ關スル法規

添付書類

- 一、監事ノ證明書 壹通
- 一、定 款 壹通

證明書

- 一、出資ノ總口數 何口
- 一、拂込ミタル出資ノ總額 何圓
- 一、第一回拂込終了年月日 大正 年 月 日
- 右相違ナキ事ヲ證ス
- 大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地
 某 組合 某
 監事 何 某

(注意)

無限責任、保証責任ノ組合ニ付テハ本書記載事項ノ外當該原簿ニ記載セル事項ニ付証
 明ヲ要ス

第二號

産業組合登記變更届(二通)

- 一、届出ノ目的 組織變更ノ登記
- 一、届出ノ事由 大正 年 月 日總組合員ノ同意ヲ以テ組織ヲ
 左記ノ通り變更シ大正 年 月 日認可アリタ
 ルニ因ル

- 一、組織
- 一、名稱

右組合原簿相添ヘ及御届候也

大正 年 月 日

産業組合ニ關スル法規

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

理事 何 某

知事宛

添付書類

一、組合員ノ同意書 壹通

一、産業組合法第六十八條ノ第二項ニ因リ第四十條及第四十一條ノ
手續ヲ爲シタルコトヲ証スル書面(責任減少ノ場合) 壹通

(注意)

原簿ニ對シテハ第一號書式ニヨル監事ノ証明書ヲ要ス

第三號

産業組合登記變更届(二通)

一、届出ノ目的 事務所移轉ノ登記

一、届出ノ事由 大正 年 月 日總會ニ於テ事務所ヲ 縣

郡 町 村大字 番地ニ移轉スルノ決

議ヲ爲シ大正 年 月 日認可アリタルニ因ル

右組合原簿相添へ及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

理事 何 某

知事宛

添付書類

一、總會ノ決議録

壹通

産業組合ニ關スル法規

一、監事ノ証明書

壹通

二二〇

(注意)

- 一、本書ハ甲登記所ノ管内ヨリ乙登記所ノ管内ニ移轉シタル場合ニ限ル
- 一、監事ノ証明書ハ第一號書式ノ例ニ依ルベシ

第四號

産業組合登記變更届(二通)

- 一、届出ノ目的 理事(監事)變更ノ登記
- 一、届出ノ事由 理事(監事)何某(外何名)大正 年 月 日
任期滿了ニ付全年 月 日總會ニ於テ左記ノ者
ヲ選任シタルニ因ル
- 一、理事(監事)ノ氏名住所
縣 郡 町村大字 番地

右及御届候也

大正 年 月 日

何

某

縣 郡 町村大字

番地

某 組合

理事

何

某

知事宛

添付書類

- 一、總會ノ決議録

壹通

第五號

産業組合登記變更届(二通)

- 一、届出ノ目的 理事(監事)變更ノ登記

産業組合ニ關スル法規

二二二

一、届出ノ事由

理事(監事)何某大正 年 月 日辭任(死亡)
シタルニ因ル

右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

理事 何 某

知事宛

添付書類

一、監事ノ証明書

壹通

証明書

理事(監事)何 某

一、大正 年 月 日死亡(辭任)

右相違ナキ事ヲ証ス

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

監事 何 某

第六號

産業組合登記變更届(二通)

一、届出ノ目的 理事(監事)ノ住所變更ノ登記

一、届出ノ事由 理事(監事)何某ハ大正 年 月 日其住所ヲ

縣 郡 町村大字 番地ニ移轉シタ

ルニ因ル

産業組合ニ關スル法規

右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

理事 何 某

知事 宛

添付書類

一、監事ノ証明書

壹通

証明書(貳通)

理事(監事)何

某

一、大正 年 月 日住所ヲ

縣 郡

町村大字番地ニ變更

右相違ナキ事ヲ証ス

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

監事 何 某

第七號

産業組合解散届(二通)

一、届出ノ目的 組合解散ノ登記

一、届出ノ事由 大正 年 月 日何々ノ事由ニ依リ解散シタル

ニ因ル

一、清算人ノ氏名住所

縣 郡 町村大字 番地

何 某

産業組合ニ關スル法規

縣 郡 町村大字 番地
何 某

右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合
清算人 何 某

知事 宛

添付書類

一、監事ノ証明書

壹通

証 明 書 (二通)

一、大正 年 月 日ヲ以テ定款第何條ニ依リ存立時期滿了 (組合

員何名ニ減少)

右相違ナキ事ヲ証ス

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合
監事 何 某

第八號

産業組合清算人變更届 (二通)

一、届出ノ目的 清算人變更ノ登記

一、届出ノ事由 大正 年 月 日清算人何某辭任 (總會ノ決議

ニ依リ解任)ニ付大正 年 月 日總會ニ於テ
左記ノ者ヲ清算人ニ選任シタルニ因ル

産業組合ニ關スル法規

一、清算人

住所 何 某

右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

清算人 何 某

知事宛

添付書類

一、總會ノ決議録

壹 通

第九號

産業組合清算人變更届(二通)

一、届出ノ目的 清算人ノ變更登記

一、届出ノ事由 大正 年 月 日清算人何某辭任(死亡)シタルニ因ル

右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

清算人 何 某

知事宛

第十號

産業組合清算結了届(二通)

一、届出ノ目的 清算結了ノ登記

産業組合ニ關スル法規

一、届出ノ事由 大正 年 月 日 清算結了大正 年 月 日 總
會ノ承認ヲ經タルニ因ル
右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

清算人 何 某

知事 宛

添付書類

一、決算報告書

壹通

第十一號

産業組合原簿記載ノ變更届(二通)

一、届出ノ目的 組合原簿記載ノ變更

一、届出ノ事由 大正 年 度中ニ出資總口數及拂込ミタル出資ノ
總額ニ左記ノ通り變更ヲ生シタルニ因ル

一、出資ノ總口數 何 口

一、拂込ミタル出資ノ總額 何 圓

右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字 番地

某 組合

理事 何 某

知事 宛

添付書類

産業組合ニ關スル法規

一、監事ノ証明書

壹通

証明書(二通)

一、出資ノ總口數

何口

一、拂込ミタル出資ノ總額

何圓

右大正 年 月 日現在ニ相違ナキコトヲ証ス

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字

番地

某 組合

監事 何

某

第十二號

産業組合原簿記載ノ變更届(二通)

一、届出ノ目的

原簿記載ノ變更

一、届出ノ事由

大正 年 月 日

左記組合員脱退シタルニ因ル
(總組合員ノ同意ヲ得テ左記ノ者新ニ加入シタルニ因ル)

一、組合員ノ氏名住所

縣 郡 町村大字

番地

何

某

(脱退ノ場合)

一、脱退シタル組合員ノ記載アル原簿ノ冊數丁數

第何冊

第何丁

右及御届候也

大正 年 月 日

縣 郡 町村大字

番地

某 組合

産業組合ニ關スル法規

知事宛

理事

何

某

二三四

添付書類

- 一、監事ノ証明書 壹通
- 一、總組合員ノ同意書(加入ノ場合) 壹通
- 一、組合原簿 (全上) 壹冊

証明書(脱退ノ場合)(二通)

縣 郡

町村大字

番地

組合員 何

某

一、大正 年 月 日死亡(脱退)
右相違ナキ事ヲ證ス

大正 年 月 日

縣

郡

町村大字

番地

某 組合

監事 何

某

(注意)

加入ノ場合ハ原簿ニ對シ証明ヲ要ス

産業組合ニ關スル法規

二三五

大正八年二月二十八日印刷
大正八年三月三日發行

發行所 愛媛縣內務部

編輯兼
發行人 愛媛縣廳內
森

莊之助

印刷人

愛媛縣松山市魚町二丁目九番戶
福田文一郎

印刷所

愛媛縣松山市魚町二丁目廿七番戶
福田合名會社印刷部

1881
90

終

